

消費者庁提出資料

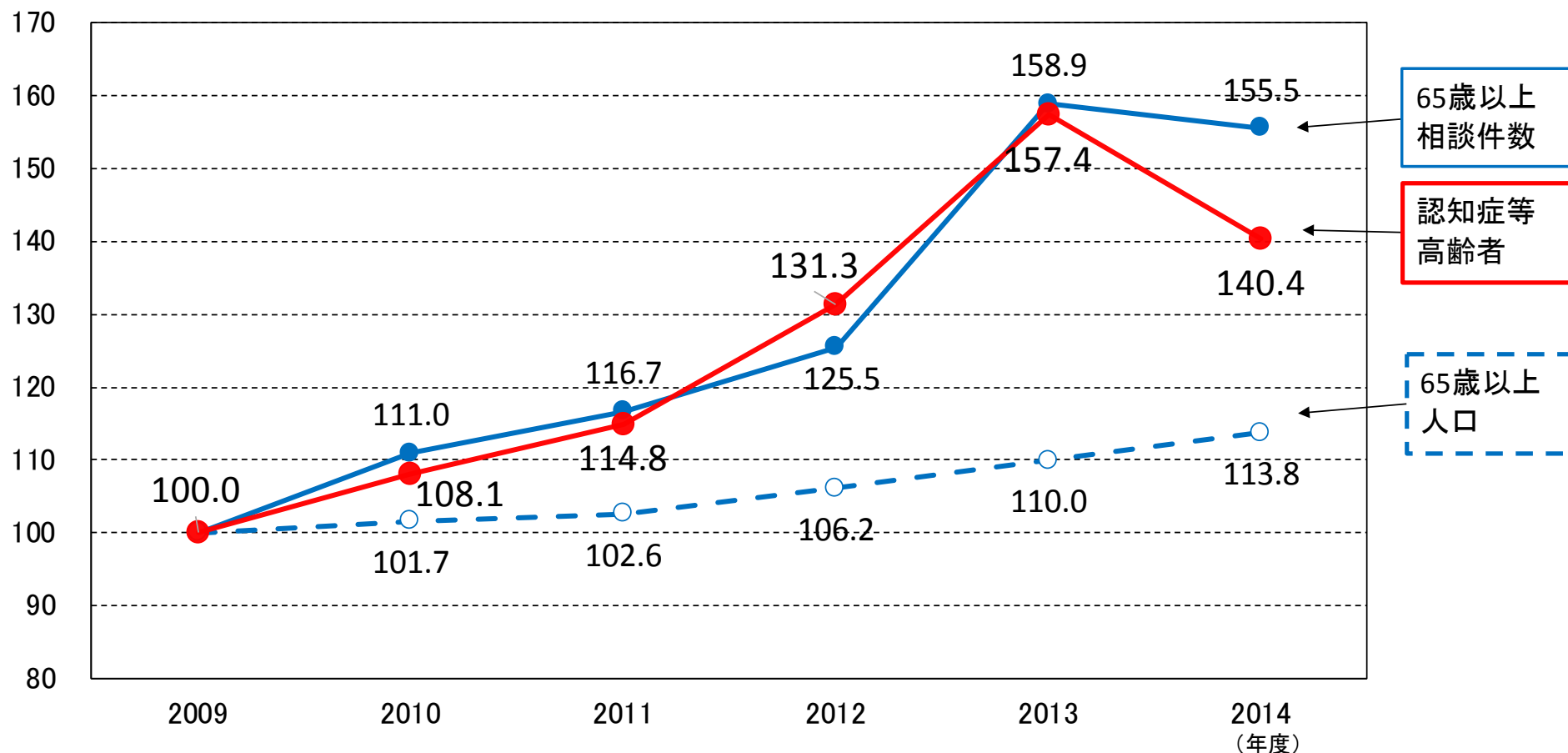
平成27年9月14日

第3回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議



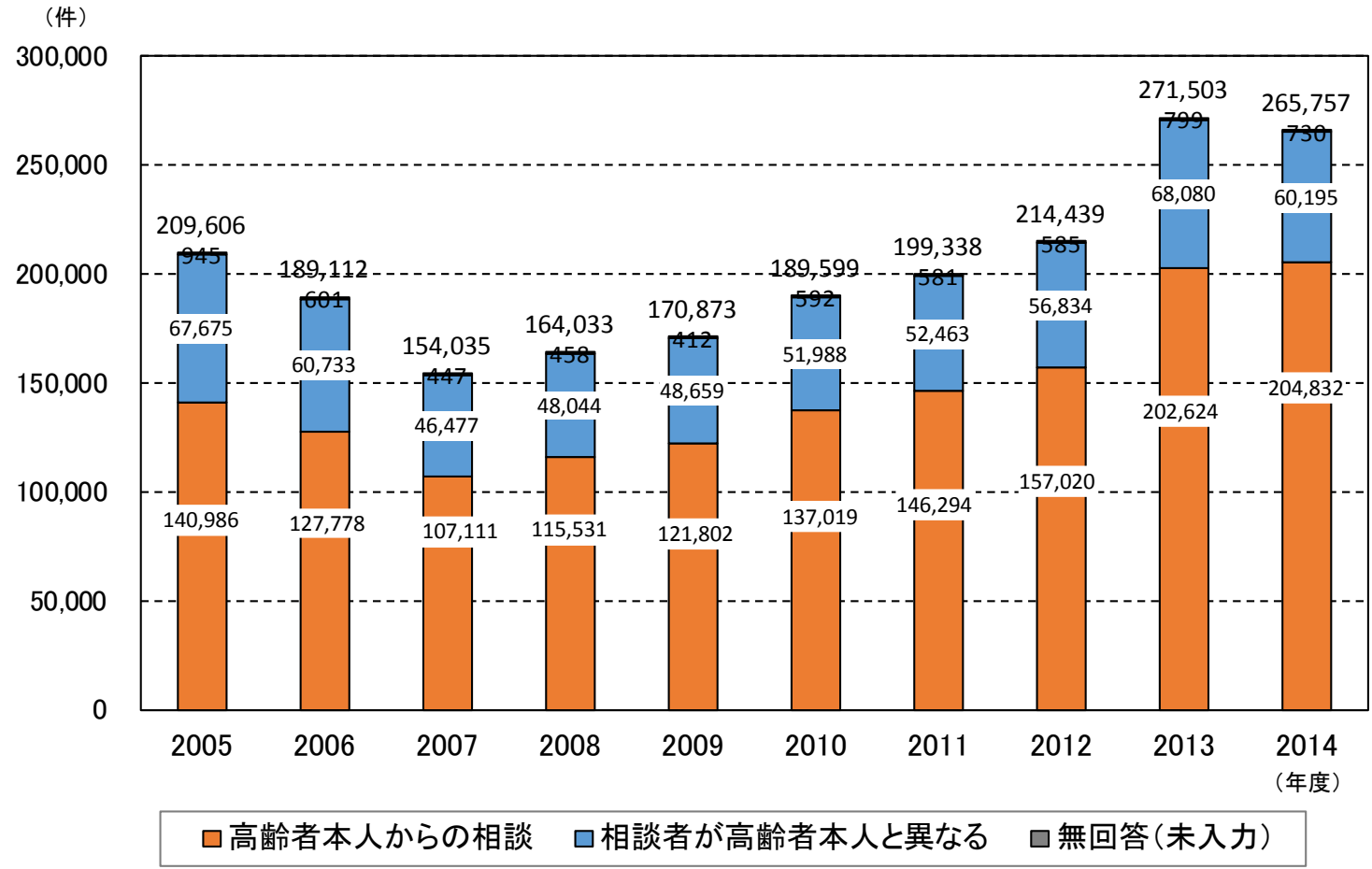
消費生活相談の状況①: 相談件数の動向

消費生活相談件数と人口の推移(2009年度基準)



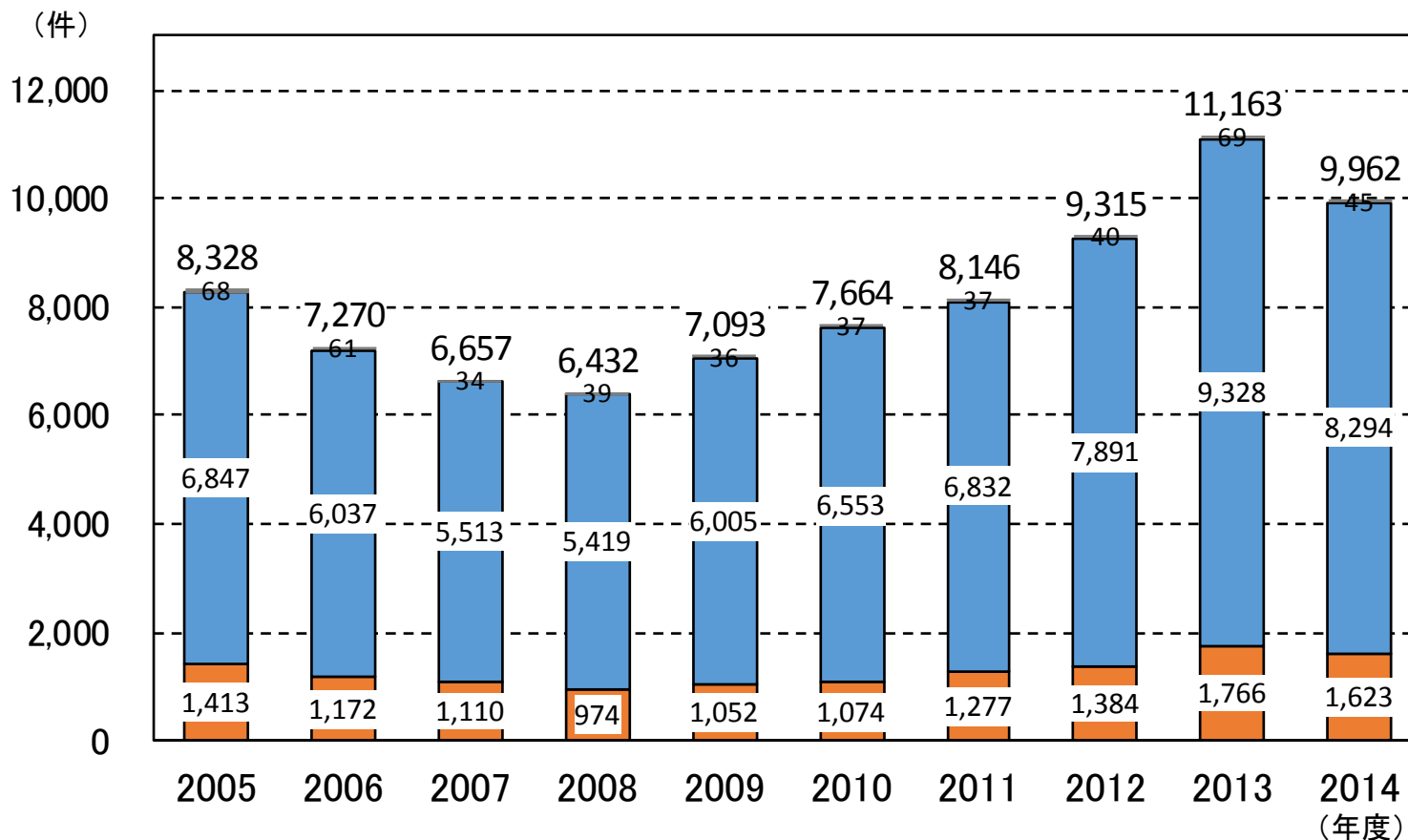
(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2015年9月10日までの登録分)、及び総務省「人口統計結果」により作成。
2. 2009年度=100としたときの指数。

高齢者の消費生活相談件数



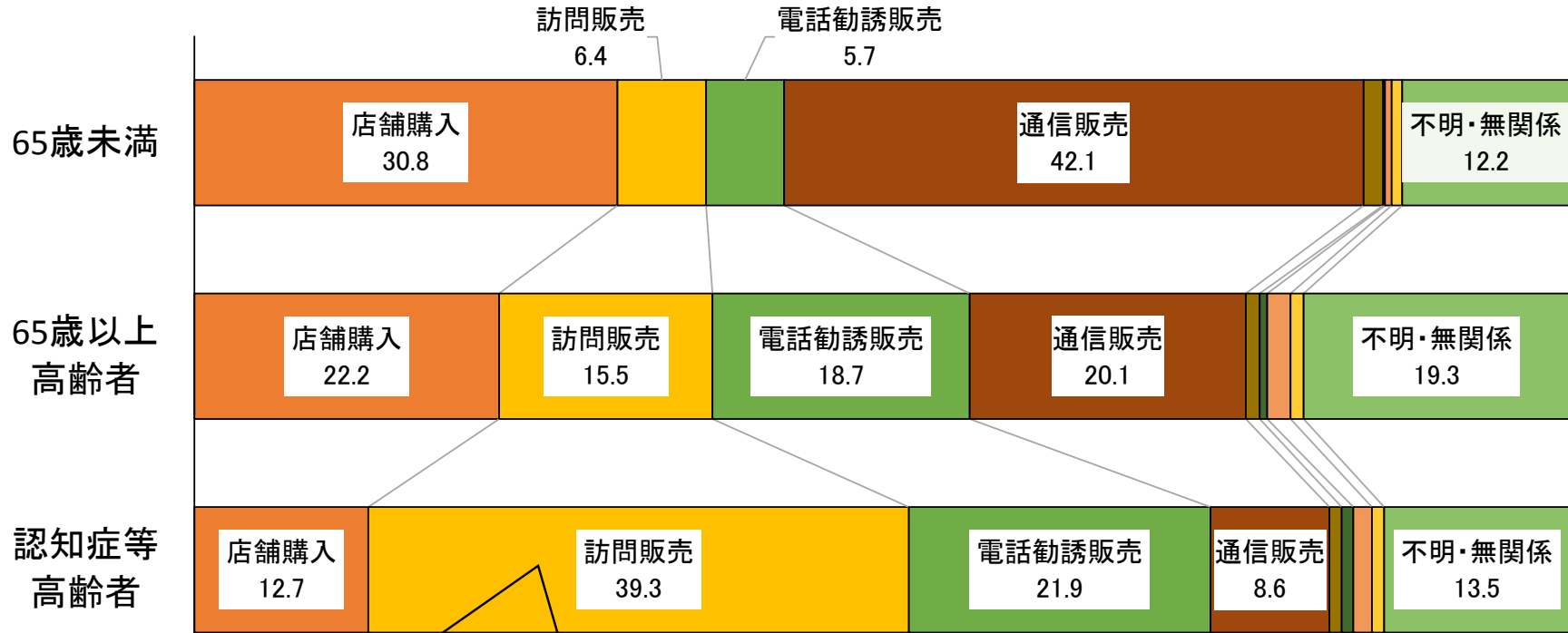
(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2015年9月10日までの登録分)。
2. 高齢者とは、契約当事者が65歳以上。

認知症等の高齢者の消費生活相談件数



(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2015年9月10日までの登録分)。
2. 契約当事者が65歳以上の「判断不十分者契約」に関する相談。

2014年度の消費生活相談の販売購入形態別割合



訪問販売の上位商品・サービス

順位	商品・サービス	件数
1	新聞	763
2	修理サービス	151
3	屋根工事	139
4	浄水器	115
5	ふとん	115

(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2015年9月10日までの登録分)。
 2. 年齢は契約当事者の年齢。
 3. 認知症等高齢者に関する相談とは契約当事者が65歳以上の「判断不十分者契約」に関するもの。

消費者安全確保地域協議会について

- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する更なる取組が必要

⇒消費者安全法の改正(昨年6月成立)により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

【制度の概要】

- ・ 協議会の役割: 構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・ 構成員の役割: 消費生活上特に配慮を要する消費者と適度な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員:
 - ・ 地方公共団体の機関(消費生活センター等)
 - ・ **医療・福祉**関係(病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等)
 - ・ **警察・司法**関係(法テラス、弁護士、司法書士等)
 - ・ **教育**関係(教育委員会等)
 - ・ **事業者**関係(商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等)
 - ・ **消費者団体**、町内会等の地縁団体、ボランティア
 - ・ 他分野のネットワークとの連携(福祉、防災等)

【今後の取組】

- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進 (人口5万人以上の全市町) (「地方消費者行政強化作戦」(平成27月3月))

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ

